

## 一団の土地について

「一団の土地」とは、権利を取得する人が、一連の計画の中で、一体的に利用することが想定されるひとまとまりの土地のこと。

一体的に利用することが想定される場合とは、次の（１）から（３）の要件を全て満たすときである。

### （１）主体の同一性

権利所得者が同一主体であること。

### （２）物理的一体性

対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているなど、物理的な一体性を有していること。このとき、道路や河川により対象の土地が分断されている場合であっても、物理的な一体性を有すると認定することができる。

### （３）計画的統一性

二つ以上の土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について密接な関連をもって締結されていること。

## ※一団の土地の例

